

令和3年度

水 質 檢 查 計 画

宗像地区事務組合

目 次	ページ
1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	1
1) 配水区域	
2) 水源の概要	
3) 净水場の概要	
4) 簡易水道の概要	
3. 水源から給水栓までの水質状況及び水質管理上の留意事項	2
1) 水源の状況	
2) 貯水池の状況	
3) 净水場の状況	
4) 給水栓の状況	
5) 水質管理上の問題点	
4. 水質検査を行う項目、検査地点、検査頻度及びその理由	3
1) 検査項目	
2) 検査地点	
3) 検査頻度	
5. 臨時の水質検査	5
6. 水質検査の方法（委託の内容）	5
7. 公表の方法	5
8. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し	5
1) 水質検査結果の評価	
2) 水質検査計画の見直しについて	
9. 水質検査の精度及び信頼性保証	6
10. 関係機関との連携について	6

○ 図－1 多礼浄水場関連水質検査地点	7
○ 図－2 地島浄水場関連水質検査地点	8
○ 図－3 北部福岡緊急連絡管事業関連水質検査地点	8
○ 図－4 簡易水道関連水質検査地点	9
○ 表－1 水源における水質検査（多礼浄水場）	10
○ 表－2 水源における水質検査（地島・大島・本木）	11
○ 表－3 浄水場における水質検査	12
○ 表－4 給水栓における水質検査（多礼浄水場・本木）	13
○ 表－5 給水栓における水質検査（北部福岡緊急連絡管事業・地島・大島）	14
○ 別表1 農薬類（水質管理目標設定項目）検査物質	15
○ 参考資料 浄水場出口及び各簡易水道給水栓における 過去3年間の最高値（水質基準項目）	17
○ 参考資料 水質検査項目の解説	18

1. 基本方針

宗像地区事務組合では、河川、貯水池、浄水場内及び給水栓までの一連の水質状況を把握しなければなりません。そのため、水質基準項目はもちろん、水質管理目標設定項目、その他浄水処理に関連する必要項目等を原水の状況に応じて、適正な箇所、頻度で水質検査を実施し、安全且つ清浄な水の供給に努めることを基本方針といたします。

2. 水道事業の概要

1) 配水区域

宗像市、福津市

2) 水源の概要

水源名	吉田貯水池	多礼貯水池	浅井戸
浄水場名	多礼浄水場	地島浄水場	
河川名	釣川 樽見川	—	
有効貯水量 m ³	855,000	1,153,000	—
取水量(日最大) m ³	48,000 (全体) 釣川 48,000 樽見川 30,000	130	

3) 浄水場の概要

名 称	多礼浄水場		
所在 地	宗像市多禮		
施設能力(m ³ /日)	31,800		
送水施設能力(m ³ /日)	29,600		
淨水施設	着水井	池数	1
	沈殿池	池数	2
		方式	横流式(傾斜板式)
	活性炭	池数	8
	ろ過池	方式	急速ろ過方式
	急速ろ過池	池数	6
		方式	急速ろ過方式
淨水池			2

名 称	地島浄水場
所 在 地	宗像市地島
水 源 名	浅井戸
日最大給水量 (m ³ /日)	1 3 0
淨水施設	膜ろ過施設

4) 簡易水道の概要

簡易水道名	大島簡易水道	本木簡易水道
所 在 地	宗像市大島	福津市本木
水 源 名	表流水 深井戸	湧水
日最大給水量 (m ³ /日)	4 7 0	1 8 4

3. 水源から給水栓までの水質状況及び水質管理上の留意事項

1) 水源の状況

水 源	釣 川	浅井戸
水 源 の 水 質 状 況	<ul style="list-style-type: none"> 取水口上流に終末処理場、畜産施設があり、その排水の影響を大きく受けています。 夏季にかんがい用水として繰り返し利用されています。 窒素、りん及び有機物が高い値を示し、藻類等が繁殖しており有機汚濁型の河川となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 海水の影響を若干受けており、ナトリウム及びその化合物や塩化物イオンが若干高くなっています。 地下水なので良好な水質です。
留意点	窒素、りん、有機物、クリプトスボリジウム	

2) 貯水池の状況

貯水池名	吉田・多礼貯水池
水 源	釣 川
貯水池の水質状況	<ul style="list-style-type: none"> 主に釣川からの取水のため、富栄養化が促進されています。 通年、プランクトン藻類が繁殖しており、特に春から秋にかけてミクロキスチスによるアオコが繁殖しています。
留意点	障害生物、有機物、pH値、臭気、クリプトスボリジウム

3) 淨水場の状況

浄水場名	多礼浄水場	地島浄水場
浄水場の水質状況	<ul style="list-style-type: none"> 貯水池での富栄養化の影響により pH 値が高く、凝集剤の注入量が増大しています。このため、多礼浄水場では硫酸注入設備を設け、pH 値を下げ処理を行っています。 通年、障害生物による臭気が発生しています。 臭気対策として、活性炭ろ過設備を設け常時通水しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 地下水を原水としており、良好な水質です。
留意点	臭気物質、有機物、トリハロメタン類、pH 値、濁度 クリプトスボリジウム	

4) 給水栓の状況

多礼浄水場では、活性炭を使用しているため、給水栓においては特に問題は起こっていません。

地島浄水場は、原水水質が良好であるため、給水栓においては特に問題は起こっていません。

5) 水質管理上の問題点

- (1) 活性炭常時使用のため、その寿命の管理が重要です。
 - (2) クリプトスボリジウム対策として、ろ過池出口の濁度を 0.1 度以下に維持しなければならぬため、濁度管理の徹底が重要です。

4. 水質検査を行う項目、検査地点、検査頻度及びその理由

1) 檢查項目

水道法で検査が義務づけられている毎日検査項目、水質基準項目に加え、水道水中で検出される可能性があり、水質管理上留意すべき項目として設定されている水質管理目標設定項目及び供給される水道水が、より安全で良質であることを確認するための独自の検査項目について検査を行います。

2) 檢査地点

(1) 多礼浄水場関連

- 釣川、吉田・多礼貯水池、浄水場、給水栓検査地点 ・・・ 図 - 1

(2) 地島浄水場関連

(3) 北部福岡緊急連絡管事業関連

(4) 簡易水道関連

- 本木、大島検査地点 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 図 - 4

3) 検査頻度

(1) 水源

水源の状況を定期的に把握するため、河川及び貯水池について検査を行います。

- ① 釣川川端堰は、原水に関連する水質基準項目及び水質管理目標設定項目及びその他項目について年12回検査します。ただし、かび臭物質についてはかび臭物質を産生する生物が繁殖する4月から10月の年7回検査します。
- ② 吉田・多礼各貯水池については、貯水池内の水質状況を把握できる項目を検査します。
- ③ 水源等における農薬類の検査については、水質管理目標設定項目農薬96物質について調査します。

(2) 净水場

浄水場では処理状況を把握できる項目について検査を行います。

- ① 多礼浄水場は、原水及び浄水について水質基準項目、水質管理目標設定項目及びその他項目について年4回～12回検査を行います。凝集沈殿水、活性炭ろ過水及び急速ろ過水について水質基準項目等を年12回検査します。
- ② 大島及び地島浄水場は原水及び浄水について水質基準項目、水質管理目標設定項目及びその他項目について年1～4回検査を行います。
また、大島浄水場は、マンガン接触ろ過水についても水質基準項目等を年4回検査します。

(3) 給水栓

法令で決められた項目の他に、供給される水道水がより安全で良質であるかを確認できる項目について検査を行います。

- ① 法令で検査することが義務づけられている色、濁り及び残留塩素については、各配水池ごとの給水栓において毎日検査を行います。
- ② 水質基準項目については、法令に従い一般細菌等9項目は年12回、かび臭物質は年7回及び、その他は年4回検査を行います。
また、水質管理目標設定項目及びその他の項目は年4回～12回検査を行います。

※ 詳細については下記を参照してください。

- 水源における水質検査（多礼浄水場）・・・・・・・・・・・・ 表1
- 水源における水質検査（地島・大島・本木）・・・・・・・・ 表2
- 浄水場における水質検査・・・・・・・・・・・・ 表3
- 給水栓における水質検査（多礼浄水場・本木）・・・・ 表4
- 給水栓における水質検査
(北部福岡緊急連絡管事業・地島・大島)・・・・ 表5

5. 臨時の水質検査

水源から給水栓で次のような水質異常が発生した場合、その場に適合した項目、方法で臨時の水質検査を行います。

- 1) 水源の水質が著しく悪化した場合
- 2) 水源に異常があった場合
- 3) 水源付近や給水区域及びその周辺で消化器系伝染病が流行した場合
- 4) 净水処理工程で異常があった場合
- 5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合
- 6) その他特に必要と認められる場合

また、これらの検査結果の評価については、水質基準値に照らし必要な措置を講じていきます。

6. 水質検査の方法（委託の内容）

宗像地区事務組合が行う水質検査については、全てを北九州市に委託して実施します。

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法については、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」及び「水質管理目標設定項目の検査方法」）によって行います。なお、その他項目の検査方法については、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

7. 公表の方法

検査計画及び検査結果の公表は、構成市及び宗像地区事務組合の情報コーナーにおいて、水質検査計画書及び水質試験年次報告書を閲覧できる体制にしています。

また、ホームページでも水質検査計画書、水質検査結果について公表します。

8. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

1) 水質検査結果の評価

水質検査結果は、水質基準や今までの検査結果と比較し評価します。この評価結果は年次報告書に記述します。

2) 水質検査計画の見直しについて

当該年度末に、その年度に行った水質検査結果を評価し、次年度の水質検査計画に反映させます。

9. 水質検査の精度及び信頼性保証

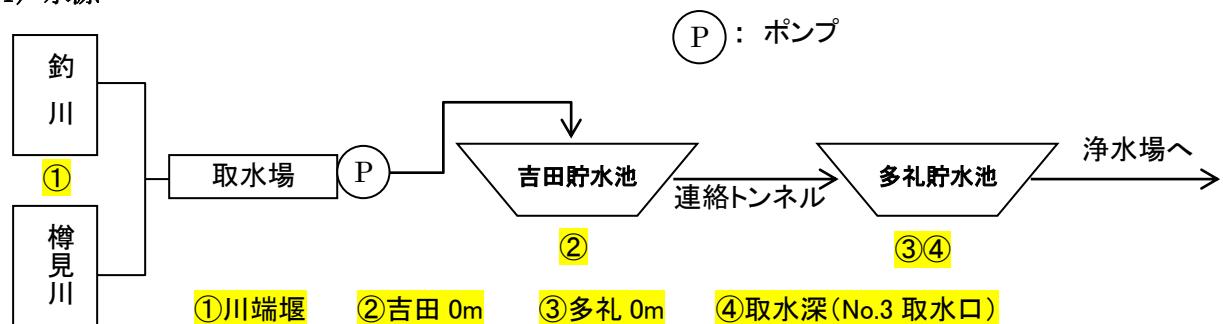
- 1) 水質基準項目等の検査は、精度と信頼性を保証する「水道 GLP」を取得している北九州市上下水道局水質試験所が実施します。
- 2) 水質試験所は、検査項目ごとに水質検査標準作業手順書を整えて精度のよい測定を行い、水質検査の信頼性を確保しています。さらに毎年国等で行う精度管理調査にも参加し、水質検査の精度向上に努めています。

10. 関係機関との連携について

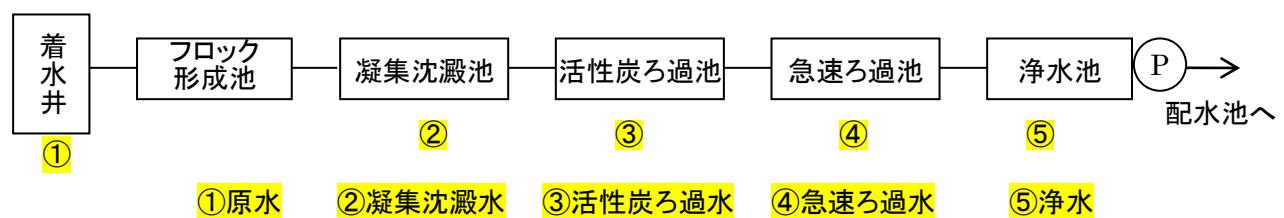
- 1) 净水場関連施設内における水質事故に素早く対応するため、要綱を策定しています。これに従い速やかに復旧できる体制をとっています。
- 2) 水源流域における油流出、有毒物質などの事故に対する対応については、宗像・遠賀保健福祉環境事務所が主体となり各関係機関との相互連絡体制をとっています。

図-1 多礼浄水場関連水質検査地点

1) 水源



2) 浄水場



3) 給水栓

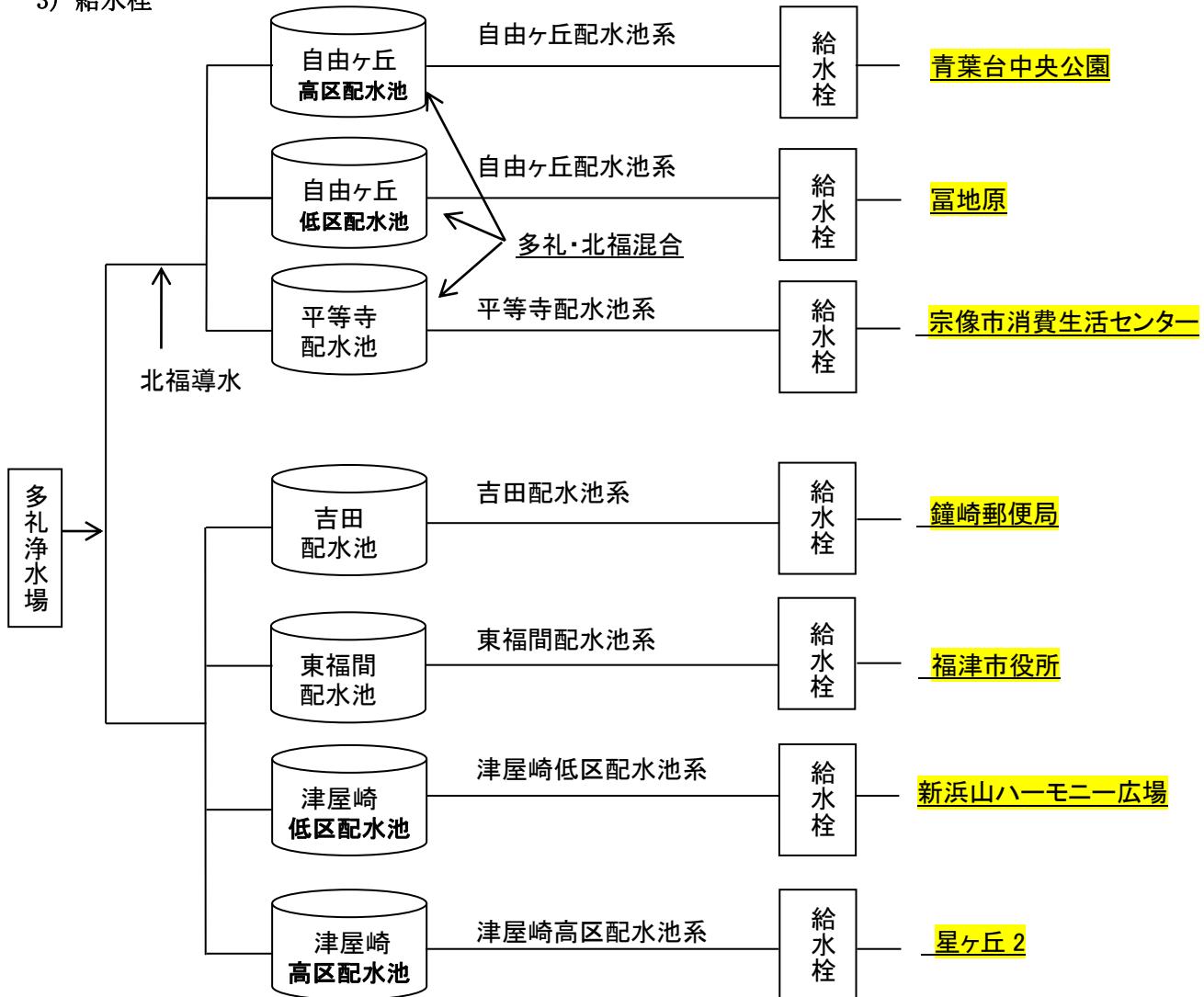


図 - 2 地島浄水場関連水質検査地点

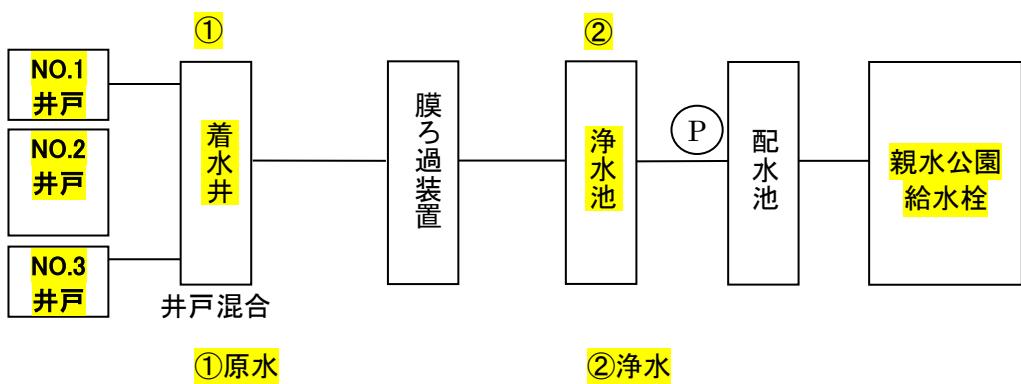


図 - 3 北部福岡緊急連絡管事業関連水質検査地点

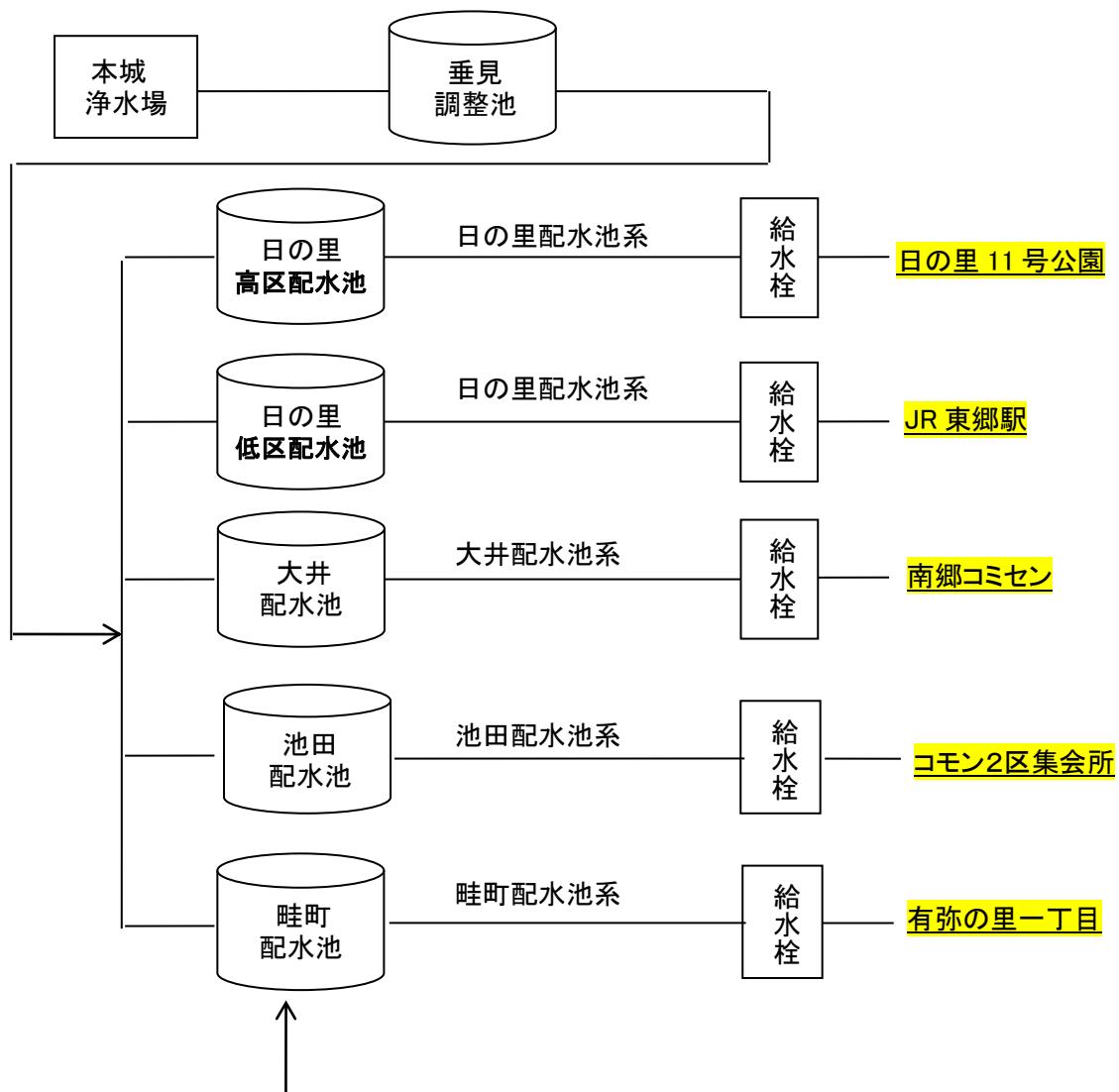


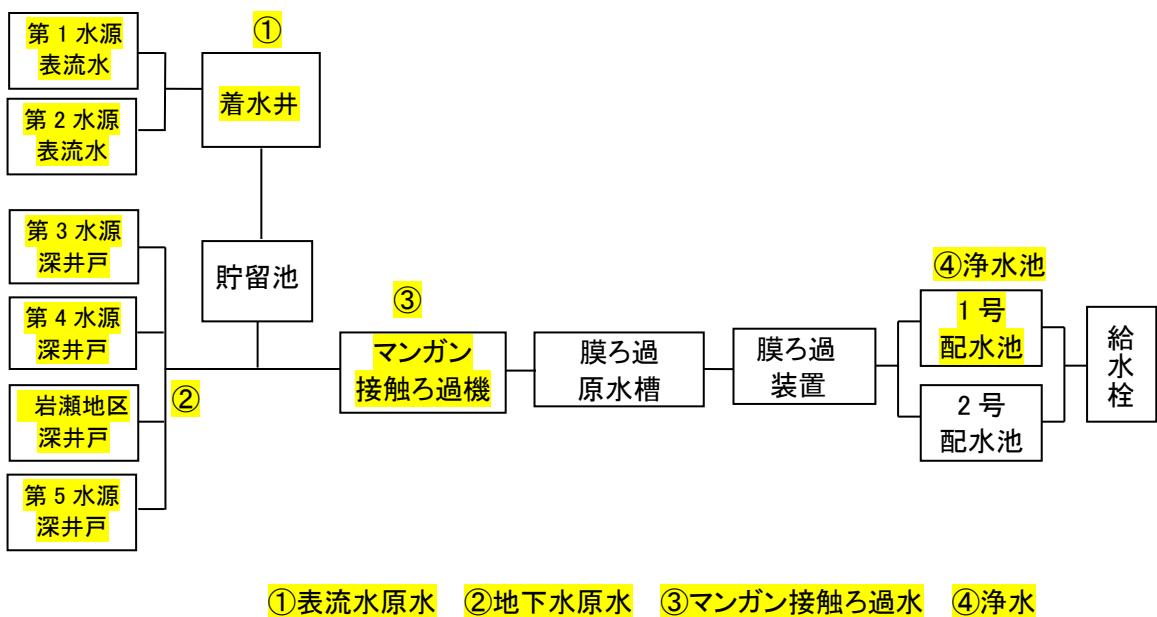
図 - 4 簡易水道関連水質検査地点

1) 本木簡易水道



2) 大島簡易水道

(1) 水源及び浄水場



(2) 給水栓

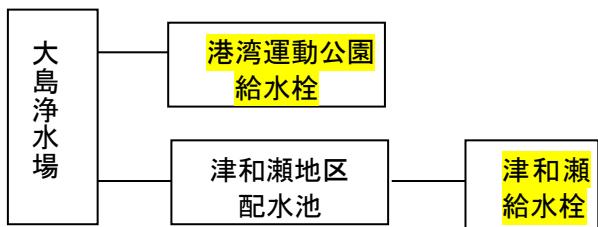


表1 水源における水質検査(多礼浄水場)

水源検査箇所 及び検査回数		多礼浄水場			
		川 端 堰	吉田貯水池	多礼貯水池	
			0m	0m	No.3 取水深
水質基準	一般細菌	12	12	12	12
	大腸菌	12	12	12	12
	亜硝酸態窒素	12	12	12	12
	鉄及びその化合物	12	12	12	12
	銅及びその化合物		12	12	12
	マンガン及びその化合物	12	12	12	12
	塩化物イオン	12			
	ジェオスミン	7	7	7	7
	2-メチルインボルネオール	7	7	7	7
	TOC	12	12	12	12
	pH値	12	12	12	12
	臭気	12	12	12	12
※その他	色度	12	12	12	12
	濁度	12	12	12	12
	農薬類	7			
	臭気強度	12	12	12	12
	大腸菌群	12	12	12	12
	SS	12	12	12	12
	電気伝導率	12	12	12	12
	溶性ケイ酸	12	12	12	12
	DOC	12	12	12	12
	紫外線吸光度(E260)	12	12	12	12
	COD		12	12	12
	BOD	12			
の他	DO	12	12	12	12
	DO%	12	12	12	12
	クロロフィルa	12	12	12	12
	溶存マンガン	12	12	12	12
	アンモニア態窒素	12	12	12	12
	硝酸態窒素	12	12	12	12
	総窒素	12	12	12	12
	リン酸イオン	12	12	12	12
	総リン	12	12	12	12
	総生物数	12	12	12	12

※水質管理目標設定項目

表2 水源における水質検査(地島・大島・本木)

水源検査箇所 及び検査回数		地島浄水場			大島浄水場					本木
		No.1 井戸	No.2 井戸	No.3 井戸	第1 水源	第2 水源	第3 水源	第4 水源	岩瀬 水源	第5 水源
一般細菌		1	1	1	1	1	1	1	1	1
大腸菌		1	1	1	1	1	1	1	1	1
カドミウム及びその化合物		1	1	1	1	1	1	1	1	1
水銀及びその化合物		1	1	1	1	1	1	1	1	1
セレン及びその化合物		1	1	1	1	1	1	1	1	1
鉛及びその化合物		1	1	1	1	1	1	1	1	1
ヒ素及びその化合物		1	1	1	1	1	1	1	1	1
六価クロム化合物		1	1	1	1	1	1	1	1	1
亜硝酸態窒素		1	1	1	1	1	1	1	1	1
シアノ化物イオン及び塩化シアノ		1	1	1	1	1	1	1	1	1
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1	1	1	1	1	1	1	1	1
フッ素及びその化合物		1	1	1	1	1	1	1	1	1
ホウ素及びその化合物		1	1	1	1	1	1	1	1	1
四塩化炭素		1	1	1	1	1	1	1	1	1
水 1,4-ジオキサン		1	1	1	1	1	1	1	1	1
質 シス及びトラン-1,2-ジクロロエチレン		1	1	1	1	1	1	1	1	1
基 ジクロロメタン		1	1	1	1	1	1	1	1	1
準 テトラクロロエチレン		1	1	1	1	1	1	1	1	1
トリクロロエチレン		1	1	1	1	1	1	1	1	1
ベンゼン		1	1	1	1	1	1	1	1	1
亜鉛及びその化合物		1	1	1	1	1	1	1	1	1
アルミニウム及びその化合物		1	1	1	1	1	1	1	1	1
鉄及びその化合物		1	1	1	1	1	1	1	1	1
銅及びその化合物		1	1	1	1	1	1	1	1	1
ナトリウム及びその化合物		1	1	1	1	1	1	1	1	1
マンガン及びその化合物		1	1	1	1	1	1	1	1	1
塩化物イオン		1	1	1	1	1	1	1	1	1
カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1	1	1	1	1	1	1	1	1
蒸発残留物		1	1	1	1	1	1	1	1	1
陰イオン界面活性剤		1	1	1	1	1	1	1	1	1
ジェオスミン					1	1				
2-メチルイソポルヌオール					1	1				
非イオン界面活性剤		1	1	1	1	1	1	1	1	1
フェノール類		1	1	1	1	1	1	1	1	1
TOC		1	1	1	1	1	1	1	1	1
pH値		1	1	1	1	1	1	1	1	1
臭気		1	1	1	1	1	1	1	1	1
色度		1	1	1	1	1	1	1	1	1
濁度		1	1	1	1	1	1	1	1	1
※ 臭気強度		1	1	1	1	1	1	1	1	1
従属栄養細菌										1
PFOS及びPFOA										1
その他	大腸菌群	1	1	1	1	1	1	1	1	1
電気伝導率		1	1	1	1	1	1	1	1	1
カルシウムイオン		1	1	1	1	1	1	1	1	1
マグネシウムイオン		1	1	1	1	1	1	1	1	1
紫外線吸光度(E260)		1	1	1	1	1	1	1	1	1
硝酸態窒素		1	1	1	1	1	1	1	1	1
大腸菌(指標菌)										4
クリプトスポリジウム										4
ジアルジア										4
嫌気性芽胞菌										4

※水質管理目標設定項目

表3 浄水場における水質検査

浄水場検査箇所 及び検査回数	多礼					大島			地島		
	原水	沈澱水	ろ過性水質	ろ過水	浄水	原流水	地下水	Mn接觸	浄水	原水	浄水
水質基準	一般細菌	12				12	4	4		4	4
	大腸菌	12				12	4	4		4	4
	カドミウム及びその化合物	4				4	1	1		1	1
	水銀及びその化合物	4				4	1	1		1	1
	セレン及びその化合物	4				4	1	1		1	1
	鉛及びその化合物	4				4	1	1		1	1
	ヒ素及びその化合物	4				4	1	1		1	1
	六価クロム化合物	4				4	1	1		1	1
	亜硝酸態窒素	12				12	1	1		4	1
	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	4				4	1	1		1	1
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4				12	1	1		4	1
	フッ素及びその化合物	4				12	1	1		4	1
	ホウ素及びその化合物	4				12	1	1		4	1
	四塩化炭素	4				4	1	1		1	1
	1,4-ジオキサン	4				4	1	1		1	1
	ジス-1,2-ジクロエチレン	4				4	1	1		1	1
	ジクロロメタン	4				4	1	1		1	1
	テトラクロロエチレン	4				4	1	1		1	1
	トリクロロエチレン	4				4	1	1		1	1
	ベンゼン	4				4	1	1		1	1
	塩素酸					12				4	4
	クロロ酢酸					12				4	4
	クロロホルム					12				4	4
	ジクロロ酢酸					12				4	4
	ジブロモクロロメタン					12				4	4
	臭素酸					12				4	4
	総トリハロメタン					12				4	4
	トリクロロ酢酸					12				4	4
	プロモジクロロメタン					12				4	4
	プロモホルム					12				4	4
	ホルムアルデヒド					12				4	4
	亜鉛及びその化合物	4				4	1	1		1	1
	アルミニウム及びその化合物	12	12			12	4	4		4	1
	鉄及びその化合物	12				12	4	4		4	4
	銅及びその化合物	4				4	1	1		1	1
	ナトリウム及びその化合物	4				4	1	1		1	1
	マンガン及びその化合物	12	12	12	12	4	4	4		4	4
	塩化物イオン	12				12	4	4		4	4
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	12				12	1	1		4	1
	蒸発残留物	4				4	1	1		1	1
	陰イオン界面活性剤	4				4	1	1		1	1
	ジェオスミン	12	12	12	12	4				4	4
	2-メチルインボルネオール	12	12	12	12	4				4	4
	非イオン界面活性剤	4				4	1	1		1	1
	フェノール類	4				4	1	1		1	1
	TOC	12	12	12	12	4	4	4		4	4
	pH値	12	12	12	12	4	4	4		4	4
	味					12				4	4
	臭気	12				12	4	4		4	4
	色度	12	12	12	12	4	4	4		4	4
	濁度	12	12	12	12	4	4	4		4	4
水質管理目標項目	アンチモン及びその化合物	4				4					
	ウラン及びその化合物	4				4					
	ニッケル及びその化合物	4				4					
	1,2-ジクロロエタン	4				4					
	トルエン	4				4					
	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	4				4					
	ジクロロアセトニトリル					4					
	抱水クロラール					4					
	農薬類	4				4					
	残留塩素					12	12			4	4
	遊離炭酸	12				12					
	1,1,1-トリクロロエタン	4				4					
その他	メチルレーブルエーテル	4				4					
	臭気強度	12				4	4	4		4	4
	ランゲリア指數					4					
	従属栄養細菌					4				1	1
	1,1-ジクロロエチレン	4				4					
	PFOS及びPFOA	4				4	1	1		1	1
	大腸菌群	12					4	4			4
	アルカリ度	12				12	12				
	電気伝導率	12	12	12	12	4	4	4		4	4
	カルシウムイオン	4				4	1	1		1	1
	マグネシウムイオン	4				4	1	1		1	1
	DOC	12				4	4				
その他	紫外線吸光度(E260)	12	12	12	12	4	4	4		4	4
	溶存マンガン	12	12	12		4	4				
	アンモニア態窒素	12	12	12		4	4				
	硝酸態窒素	12				12	4	4		4	4
	トリハロメタン生成能	12									
	放射性ヨウ素(131)					12				4	4
	放射性セシウム(134)					12				4	4
	放射性セシウム(137)					12				4	4
	溶存ジエスミン	12	12	12							
	溶存2-メチルイソボルネオール	12	12	12							
その他	総生物数	12	12			12	4	4		4	4
	大腸菌(指標菌)	4					4	4			
	クリストスボリジウム	4					4	4			
	ジアルジア	4					4	4			
その他	嫌気性芽胞菌	4					4	4			

表4 給水栓における水質検査(多礼浄水場・本木)

給水栓検査箇所 及び検査回数	水質基準 mg/L	省略可否	法的な検査頻度	多礼浄水場								本木 簡水	備考		
				平等寺 配水池系		自由ヶ丘 高区系 低区系		吉田 東福間 配水池系		津屋崎配水池 高区系 低区系					
				セ消費 タ生 タ活	青葉 公園 中央	富地 原	鐘崎 郵便局	福津 市役所	星ヶ 丘2	毛新浜 一山 広場1	本木 公民館				
水質基準	一般細菌	100個/ml以下	×	月1回	12	12	12	12	12	12	12	12			
	大腸菌	検出されないこと	×	月1回	12	12	12	12	12	12	12	12			
	カドミウム及びその化合物	0.003以下	○	年4回	4	4	4					4			
	水銀及びその化合物	0.0005以下	○	年4回	4	4	4					4			
	セレン及びその化合物	0.01以下	○	年4回	4	4	4					4			
	鉛及びその化合物	0.01以下	○	年4回	4	4	4	4	4	4	4	4			
	ヒ素及びその化合物	0.01以下	○	年4回	4	4	4					4			
	六価クロム化合物	0.02以下	○	年4回	4	4	4	4	4	4	4	4			
	亜硝酸態窒素	0.04以下	×	年4回	4	4	4					4			
	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	4	4			
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	×	年4回	4	4	4					4			
	フッ素及びその化合物	0.8以下	○	年4回	4	4	4					4			
	ホウ素及びその化合物	1.0以下	○	年4回	4	4	4					4			
	四塩化炭素	0.002以下	○	年4回	4	4	4					4			
	1,4-ジオキサン	0.05以下	○	年4回	4	4	4					4			
	ジス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	○	年4回	4	4	4					4			
	トランス-1,2-ジクロロエチレン														
	ジクロロメタン	0.02以下	○	年4回	4	4	4					4			
	テトラクロロエチレン	0.01以下	○	年4回	4	4	4					4			
	トリクロロエチレン	0.01以下	○	年4回	4	4	4					4			
	ベンゼン	0.01以下	○	年4回	4	4	4					4			
	塩素酸	0.6以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	4	4			
	クロロ酢酸	0.02以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	4	4			
	クロロホルム	0.06以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	4	4			
	ジクロロ酢酸	0.03以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	4	4			
	ジブロモクロロメタン	0.1以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	4	4			
	臭素酸	0.01以下	○	年4回	4	4	4	4	4	4	4	4			
	総トリハロメタン	0.1以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	4	4			
	トリクロロ酢酸	0.03以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	4	4			
	プロモジクロロメタン	0.03以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	4	4			
	プロモホルム	0.09以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	4	4			
	ホルムアルデヒド	0.08以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	4	4			
	亜鉛及びその化合物	1以下	○	年4回	4	4	4	4	4	4	4	4			
	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	○	年4回	4	4	4	4	4	4	4	4			
	鉄及びその化合物	0.3以下	○	年4回	4	4	4	4	4	4	4	4			
	銅及びその化合物	1以下	○	年4回	4	4	4	4	4	4	4	4			
	ナトリウム及びその化合物	200以下	○	年4回	4	4	4					4			
	マンガン及びその化合物	0.05以下	○	年4回	4	4	4	4	4	4	4	4			
	塩化物イオン	200以下	×	月1回	12	12	12	12	12	12	12	12			
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	○	年4回	4	4	4					4			
	蒸発残留物	500以下	○	年4回	4	4	4	4	4	4	4	4			
	陰イオン界面活性剤	0.2以下	○	年4回	4	4	4					4			
	ジエオスミン	0.00001以下	○	発生時期 に月1回	7	7	7	7	7	7	7	4			
	2-メチルイソポルネオール	0.00001以下	○	発生時期 に月1回	7	7	7	7	7	7	7	4			
	非イオン界面活性剤	0.02以下	○	年4回	4	4	4					4			
	フェノール類	0.005以下	○	年4回	4	4	4					4			
	有機物(TOCの量)	3以下	×	月1回	12	12	12	12	12	12	12	12			
	pH値	5.8～8.6	×	月1回	12	12	12	12	12	12	12	12			
	味	異常でないこと	×	月1回	12	12	12	12	12	12	12	12			
	臭気	異常でないこと	×	月1回	12	12	12	12	12	12	12	12			
	色度	5度以下	×	月1回	12	12	12	12	12	12	12	12			
	濁度	2度以下	×	月1回	12	12	12	12	12	12	12	12			
水質管理目標設定項目	ニッケル及びその化合物	0.01以下(暫定)										1			
	ジクロロアセトニトリル	0.01以下(暫定)													
	抱水クロラール	0.02以下(暫定)													
	残留塩素	1以下			12	12	12	12	12	12	12	12			
	遊離炭酸	20以下			4	4	4	4	4	4	4	4			
	臭気強度	3以下			12	12	12	12	12	12	12	12			
	ランゲリア指数	-1～0			4	4	4	4	4	4	4	4			
その他	従属栄養細菌	2000個/ml以下(暫定)			4	4	4	4	4	4	4	4			
	PFOS及びPFOA	0.00005以下(暫定)										1			
	アルカリ度				4	4	4	4	4	4	4	4			
	電気伝導率				12	12	12	12	12	12	12	12			
	カルシウムイオン				4	4	4	4	4	4	4	4			
	紫外線吸光度(E260)				12	12	12	12	12	12	12	12			
	硝酸態窒素											4			

※吉田、東福間、津屋崎配水池系では、給水栓の替わりに多礼浄水場の净水で測定します。

表5 給水栓における水質検査(北部福岡緊急連絡管事業・大島・地島)

給水栓検査箇所 及び検査回数	水質 基準 mg/L	省略 可否	法的 的な 検査 頻度	北部福岡緊急連絡管事業				大島簡易水道		地島 浄水場	備考
				日の里		大井	池田	畦町	運動港 公園		
				高区系 一日 号の 公里 園十	低区系 東 J 郷 R 駅	コ ミ 南 郷 セ ン	二宗 区像 集 会モ 所ン	一有 弥 丁の 目里	運動港 公園		
水質基準	一般細菌	100個/ml 以下	×	月1回	12	12	12	12	12	12	
	大腸菌	検出されないこと	×	月1回	12	12	12	12	12	12	
	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	○	年4回				4	4	4	
	水銀及びその化合物	0.0005 以下	○	年4回				4	4	4	※
	セレン及びその化合物	0.01 以下	○	年4回				4	4	4	
	鉛及びその化合物	0.01 以下	○	年4回	4	4	4	4	4	4	
	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	○	年4回				4	4	4	※
	六価クロム化合物	0.02 以下	○	年4回	4	4	4	4	4	4	
	亜硝酸態窒素	0.04 以下	×	年4回				4	4	4	※
	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	×	年4回				4	4	4	
	フッ素及びその化合物	0.8 以下	○	年4回				4	4	4	
	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	○	年4回				4	4	4	
	四塩化炭素	0.002 以下	○	年4回				4	4	4	
	1,4-ジオキサン	0.05 以下	○	年4回				4	4	4	
	シス-1,2-ジクロロエチレン トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	○	年4回				4	4	4	
	ジクロロメタン	0.02 以下	○	年4回				4	4	4	
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	○	年4回				4	4	4	
	トリクロロエチレン	0.01 以下	○	年4回				4	4	4	
	ベンゼン	0.01 以下	○	年4回				4	4	4	
	塩素酸	0.6 以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	
	クロロ酢酸	0.02 以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	
	クロロホルム	0.06 以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	
	ジクロロ酢酸	0.03 以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	
	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	
	臭素酸	0.01 以下	○	年4回	4	4	4	4	4	4	
	総トリハロメタン	0.1 以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	
	トリクロロ酢酸	0.03 以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	
	プロモジクロロメタン	0.03 以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	
	プロモルム	0.09 以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	
	ホルムアルデヒド	0.08 以下	×	年4回	4	4	4	4	4	4	
	亜鉛及びその化合物	1 以下	○	年4回	4	4	4	4	4	4	
	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	○	年4回	4	4	4	4	4	4	
	鉄及びその化合物	0.3 以下	○	年4回	4	4	4	4	4	4	
	銅及びその化合物	1 以下	○	年4回	4	4	4	4	4	4	
	ナトリウム及びその化合物	200 以下	○	年4回				4	4	4	※
	マンガン及びその化合物	0.05 以下	○	年4回	4	4	4	4	4	4	
	塩化物イオン	200 以下	×	月1回	12	12	12	12	12	12	
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	○	年4回				4	4	4	※
	蒸発残留物	500 以下	○	年4回	4	4	4	4	4	4	
	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	○	年4回				4	4	4	※
	ジェオスマシン	0.00001 以下	○	発生時期 に月1回	7	7	7	7	7	7	
	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	○		7	7	7	7	7	7	
	非イオン界面活性剤	0.02 以下	○	年4回				4	4	4	
	フニール類	0.005 以下	○	年4回				4	4	4	
	有機物(TOCの量)	3 以下	×	月1回	12	12	12	12	12	12	
	pH値	5.8 ~ 8.6	×	月1回	12	12	12	12	12	12	
	味	異常でないこと	×	月1回	12	12	12	12	12	12	
	臭気	異常でないこと	×	月1回	12	12	12	12	12	12	
	色度	5度 以下	×	月1回	12	12	12	12	12	12	
	濁度	2度 以下	×	月1回	12	12	12	12	12	12	
水質管理目標設定項目	ニッケル及びその化合物	0.01以下(暫定)							1	1	
	ジクロロアセトニトリル	0.01以下(暫定)			4						
	抱水クロラール	0.02以下(暫定)			4						
	残留塩素	1 以下			12	12	12	12	12	12	
	遊離炭酸	20 以下			4	4	4	4			
	臭気強度	3 以下			12	12	12	12	12	12	
	ランゲリア指数	-1 ~ 0			4	4	4	4	4	4	
その他	従属栄養細菌	2000個/ml以下(暫定)			4	4	4	4	4	4	
	アルカリ度				4	4	4	4	4	4	
	電気伝導率				12	12	12	12	12	12	
	カルシウムイオン				4	4	4	4	4	4	
	紫外線吸光度(E260)				12	12	12	12	12	12	
	硝酸態窒素							4	4	4	

※日の里、大井、池田配水池系では、給水栓の替わりに本城浄水場の浄水で測定します。

別表1 農薬類(水質管理目標設定項目)検査物質

番号	農薬名	用途
1	1,3-ジクロロプロペーン(D-D)	土壤薰蒸
2	2,2-DPA(ダラポン)	除草剤
3	2,4-D(2,4-PA)	除草剤
4	EPN	殺虫剤
6	アシュラム	除草剤
7	アセフェート	殺虫剤
8	アトラジン	除草剤
9	アニロホス	除草剤
11	アラクロール	除草剤
12	イソキサチオン+オキソニ体	殺虫剤
13	イソフェンホス+オキソニ体	殺虫剤
14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤
15	イソプロチオラン(IPT)	殺菌剤・殺虫剤
16	イプロベンホス(IPB)	殺菌剤
19	エスプロカルブ	除草剤
20	エトフェンプロックス	殺虫剤
21	エンドスルファン(ベンゾエピン)+エンドスルフェート	殺虫剤
22	オキサジクロメホン	除草剤
23	オキシン銅(有機銅)	殺菌剤
24	オリサストロピン	殺虫剤、殺菌剤
25	カズサホス	殺虫剤
26	カフェンストロール	除草剤
28	カルバリル(NAC)	殺虫剤
29	カルボフラン	代謝物
30	キノクラミン(ACN)	除草剤
31	キャプタン	殺菌剤
32	クミルロン	除草剤
33	グリホサート+アミノメチルリン酸	除草剤
35	クロメプロップ	除草剤
36	クロルニトロフェン(CNP)+CNPアミノ体	除草剤
37	クロルピリホス+オキソニ体	殺虫剤
38	クロロタロニル(TPN)	殺菌剤
39	シアナジン	除草剤
40	シアノホス(CYAP)	殺虫剤
41	ジウロン(DCMU)	除草剤
42	ジクロベニル(DBN)	除草剤
43	ジクロルボス(DDVP)	殺虫剤
45	ジスルホトン(エチルチオメトン)	殺虫剤
47	ジチオピル	除草剤
48	シハロホップブチル	除草剤
49	シマジン(CAT)	除草剤
50	ジメタメトリ	除草剤
51	ジメトエート	殺虫剤
52	シメトリ	除草剤
53	ダイアジノン+オキソニ体	殺虫剤
54	ダイムロン	除草剤
56	チアジニル	殺虫剤、殺菌剤
57	チウラム	殺菌剤

番号は、厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」に示されているものである。

別表1(続き) 農薬類(水質管理目標設定項目)検査物質

番号	農 薬 名	用途
58	チオジカルブ	殺虫剤
59	チオファネートメチル	殺菌剤
60	チオベンカルブ	除草剤
61	テフリルトリオン	除草剤
62	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤
63	トリクロピル	除草剤
65	トリシクラゾール	殺菌剤
66	トリフルラリン	除草剤
67	ナプロパミド	除草剤
69	ピペロホス	除草剤
73	ピリダafenチオン	殺虫剤
74	ピリブチカルブ	除草剤
75	ピロキロン	殺菌剤
76	フィプロニル	殺虫剤
77	フェニトロチオン(MEP) +オキソノ体	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤
78	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤
80	フェンチオン(MPP)	殺虫剤
81	フェントエート(PAP)	殺虫剤
82	フェントラザミド	除草剤
83	フサライド	殺菌剤
84	フタクロール	除草剤
85	ブタミホス+オキソノ体	除草剤
86	ブロフェジン	殺虫剤
87	フルアジナム	殺菌剤
88	ブレチラクロール	除草剤
89	プロシミドン	殺菌剤
91	プロピコナゾール	殺菌剤
92	プロピザミド	除草剤
93	プロベナゾール	殺菌剤
94	プロモブチド	除草剤
95	ペノミル	殺菌剤
96	ベンシクロン	殺菌剤
98	ベンゾフェナップ	除草剤
99	ベンタゾン	除草剤
100	ベンディメタリン	除草剤
101	ベンフラカルブ	殺虫剤
102	ベンフルラリン(ベスロジン)	除草剤
103	ベンフレセート	除草剤
105	マラチオン(マラソン)+オキソノ体	殺虫剤
106	メコプロップ(MCPP)	除草剤
107	メソミル	殺虫剤
108	メタラキシリル	殺菌剤
109	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤
110	メトミノストロビン	殺虫剤、殺菌剤
111	メトリブジン	除草剤
112	メフェナセット	除草剤
113	メプロニル	殺菌剤
114	モリネット	除草剤

番号は、厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」に示されているものである。

参考資料

浄水場出口及び各簡易水道給水栓における過去3年間の最高値(水質基準項目)

番号	水質基準項目	水質基準値 mg/L	過去3年間(H29・H30・R1年度)の最高値 mg/L				
			多礼浄水場	大井配水池	地島浄水場	大島簡水	本木簡水
			浄水	用水供給水	給水栓	給水栓	給水栓
基1	一般細菌	100個/ml	0	0	0	1	0
基2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	<0.0003*	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005*	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001*	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001*	<0.001	<0.001	0.001
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	2.21	0.93*	2.19	1.66	2.21
基12	フッ素及びその化合物	0.8	0.14	0.11*	0.09	0.18	0.07
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.038	0.052*	0.020	0.022	0.010
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002*	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.001	<0.001*	<0.001	<0.001	<0.001
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001	<0.001*	<0.001	<0.001	<0.001
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.001	<0.001*	<0.001	<0.001	<0.001
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001*	<0.001	<0.001	<0.001
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001*	<0.001	<0.001	<0.001
基20	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001*	<0.001	<0.001	<0.001
基21	塩素酸	0.6	0.15	0.13	0.29	0.46	0.09
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	<0.002
基23	クロロホルム	0.06	0.004	0.019	<0.001	0.014	<0.001
基24	ジクロロ酢酸	0.03	0.003	0.011	<0.002	0.009	<0.002
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.008	0.004	0.003	0.034	<0.001
基26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	0.003	<0.001	<0.001
基27	総トリハロメタン	0.1	0.020	0.032	0.007	0.076	<0.001
基28	トリクロロ酢酸	0.03	0.003	0.013	<0.002	0.007	<0.002
基29	プロモジクロロメタン	0.03	0.007	0.010	<0.001	0.024	<0.001
基30	ブロモホルム	0.09	0.002	<0.001	0.004	0.016	<0.001
基31	ホルムアルデヒド	0.08	0.002	0.004	<0.001	0.003	<0.001
基32	亜鉛及びその化合物	1	<0.001	<0.001	0.014	0.009	<0.001
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.059	0.055	<0.004	0.042	<0.004
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	0.01	0.01	<0.01
基35	銅及びその化合物	1	0.004	0.004	0.067	0.007	0.002
基36	ナトリウム及びその化合物	200	36	28	42	33	11
基37	マンガン及びその化合物	0.05	0.001	<0.001	<0.001	0.002	<0.001
基38	塩化物イオン	200	48	23	67	60	14
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	96	96*	125	139	70
基40	蒸発残留物	500	249	234	297	316	140
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02*	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	0.000001	<0.000001	0.000004	<0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001	0.000008	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005*	<0.005	<0.005	<0.005
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005*	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物(TOCの量)	3	1.7	1.3	<0.3	1.8	<0.3
基47	pH値	5.8 ~ 8.6	7.6	7.4	7.3	7.9	8.5
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基50	色度	5度	0.6	<0.5	<0.5	0.9	<0.5
基51	濁度	2度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1

*は、用水供給元である北九州市本城浄水場浄水の値。

水質検査項目の解説

参考資料

毎日の検査項目

番号	項目	基準値	解説
1	濁度	2度以下	水の濁りの程度を示すもので、基準値以下であれば、ほぼ透明な水です。
2	色度	5度以下	水についている色の程度を示すもので、基準値以下であれば、ほぼ無色な水です。
3	pH値	5.8以上 8.6以下	酸、アルカリの液性を示すもので、0から14の数値で表されます。7は中性を表し、これより値が大きくなるほどアルカリ性が、これより値が小さくなるほど酸性が強くなります。
4	残留塩素	遊離残留塩素として 0.1mg/L以上	水道法では、水道水の衛生を確保するため塩素等による消毒を行うことが定められており、残留塩素とは、水道水中に消毒効果のある状態で残っている塩素の事をいいます。
5	総アルカリ度		水中に含まれる炭酸水素塩、炭酸塩、水酸化物等のアルカリ分の量を示すものです。一般に、原水を凝集剤を用いて凝集する際は、このアルカリ分が一定(10mg/L)以上必要(アルカリ分と反応して生じる水酸化アルミニウムが凝集の役目)となりますので、基準はありませんが、凝集剤とアルカリ剤の注入指標として測定しています。
6	紫外線吸光度		260nm紫外線吸光度で、有機物の中でも生物難分解性の有機物の指標です。特にこれが高くなると浄水処理での除去に限度があり、浄水処理の塩素消毒によってトリハロメタンになるので、特に重要な指標です。

水質基準項目：51項目

番号	項目	基準値	区分	解説
1	一般細菌	100 個/ml 以下	病原生物の指標	水の一般的清浄度を示す指標であり、平常時は水道水中には極めて少なく、これが著しく増加した場合には病原生物に汚染されている疑いがあります。また、消毒が有効に機能しているかの判断基準にもなります。
2	大腸菌	検出されないこと		大腸菌は、糞便性の汚染指標として精度が高く、これを含む水は、糞便由来の病原菌に汚染されている疑いがあります。
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	重金属	河川水等に検出されることはまれですが、鉱山排水や工場排水等から混入することがあります。イタイイタイ病の原因物質として知られています。
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下		工場排水、下水等から混入することがあります。有機水銀化合物は水俣病の原因物質として知られています。
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下		生体微量必須元素で、河川水にわずかに含まれます。鉱山排水や工場排水等から混入することがあります。
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下		鉱山排水や工場排水等の混入によって河川等で検出されることがあります。水道水中には含まれていませんが鉛管を使用している場合に検出されることがあります。
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下		鉱山排水や工場排水等の混入によって河川等で検出されることがあります。
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下		鉱山排水や工場排水等の混入によって河川等で検出されることがあります。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	無機物質	無機肥料、腐敗した動植物、生活排水、工場排水等に含まれています。高濃度に含まれると、幼児にメトヘモグロビン血症を起こすことがあります。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		工場排水等の混入によって河川等で検出されることがあります。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		自然界に広く存在しており、窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水に多く含まれています。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症を起こすことがあります。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下		自然界に広く分布し、主として地質に由来しますが、工場排水などによることもあります。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の症状が現れることがあります。

13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	無機物質	自然水中に含まれることは希ですが、海水や火山地帯の地下水、温泉、ガラスやエナメル工場の排水等に含まれることがあり、これらの混入によって河川水で検出されることがあります。
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下		化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤等に利用されます。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		溶剤や有機化合物の安定剤等の用途に使用されるほか、非イオン界面活性剤等の製造工程において副生成し、洗剤などの製品中に不純物として存在します。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		化学合成原料として使用されています。トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンの分解によって生成することがあります。
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	一般有機化合物	塗料、塗料剥離剤及び洗浄剤等として使用されています。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下		化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料等に使用されています。テトラクロロエチレンはドライクリーニング等に使用され、地下水汚染物質として知られています。
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下		
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下		原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。また、消毒剤の塩素を長期間貯蔵すると、その分解により塩素酸が生成し濃度の上昇が起こることがあります。
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	消毒副生成物	
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下		原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。トリハロメタンの一種です。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下		原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される消毒副生成物の一種です。

25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	消毒副生成物	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。トリハロメタンの一種です。
26	臭素酸	0.01mg/L 以下		オゾン処理時や消毒剤としての次亜塩素酸生成時に不純物の臭素が酸化され、臭素酸が生成されます。
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下		原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルムの合計を総トリハロメタンといいます。
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下		原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される消毒副生成物の一種です。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下		原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。トリハロメタンの一種です。
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	色	原水中の有機物質と塩素やオゾン等の消毒剤と反応して生成される消毒副生成物の一種です。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下		鉱山排水、工場排水等の混入や亜鉛メッキ鋼管からの溶出に由来して検出されることがあります。高濃度に含まれると白濁の原因になります。
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下		環境中の分布は、地球表層部では金属中第1位の存在量であり、河川水に比較的多く含まれています。また、アルミニウム化合物は浄水処理における凝集剤として広く用いられています。浄水中に高濃度で含まれると白濁の原因となります。
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	色	河川中に濁度に相応して含まれ、高濃度に含まれると異臭味（カナ氣）や、洗濯物等を赤褐色に着色する原因となります。
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下		鉱山排水、工場排水、農薬等の混入や給水装置等に使用される鋼管、真鍮器具等からの溶出に由来して検出されることがあります。高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を青色に着色する原因となります。
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下		

36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	味覚	工場排水や海水または塩素処理等の水処理に由来し、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	色	河川中には濁度に相応して含まれ、浄水中に高濃度に含まれると、酸化され黒色を呈することがあります。
38	塩化物イオン	200mg/L 以下		地質、海水、下水、家庭排水、工場排水及び尿等の混入により検出され、高濃度に含まれると味覚を損ないます。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下	味覚	硬度とはカルシウムとマグネシウムの合計量をいい、主として地質によるものです。硬度が低すぎると淡白でコクのない味がし、高すぎると硬くてしつこい味となり、適度に含まれるとコクのあるまろやかな味となります。また、硬度が高いと石けんの泡立ちを悪くします。
40	蒸発残留物	500mg/L 以下		水中に溶解又は浮遊している物質の総量をいい、水の一般的性状を示す水質指標のひとつです。主にミネラルの含有量を示します。蒸発残留物の量が多いと苦味、渋味等が増し、適度に含まれると、コクのあるまろやかな味になります。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	発泡	生活排水や工場排水等の混入に由来し、高濃度に含まれると発泡の原因となります。
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	におい	水源湖沼等の富栄養化現象に伴い、これを産生する藍藻類が大量発生すると原水に含まれることがあり、かび臭の原因となります。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	発泡	界面活性剤のうちイオンに解離する基を持たない物質の総称であり、一般的には洗浄剤や乳化剤等に使用され、これを多く含む水は発泡するなどの障害が発生します。
45	フェノール類	0.005mg/L 以下	におい	工場排水等の混入によって河川水等で検出されることがあり、微量であっても異臭味の原因となります。
46	有機物 (全有機炭素—TOC)	3mg/L 以下	味覚	水中の有機物質を炭素の量で表したもので、有機物等の汚染の度合いを表します。有機物は土壤に起因するほか、屎尿、下水、工場排水等の混入によても増加し、水道水中に多いと渋味を生じます。

47	pH値	5.8以上 8.6以下	基礎的性状	酸、アルカリの液性を示すもので、0から14の数値で表されます。7は中性を表し、これより値が大きくなるほどアルカリ性が、これより値が小さくなるほど酸性が強くなります。
48	味	異常でないこと		水の味は、地質又は海水、工場排水、化学薬品等の混入及び藻類等生物の繁殖に起因します。
49	臭気	異常でないこと		水の臭気は、化学物質による汚染、藻類の繁殖、下水の混入及び地質等に起因します。
50	色度	5度以下		水についている色の程度を示すもので、基準値以下であれば、ほぼ無色な水です。
51	濁度	2度以下		水の濁りの程度を示すもので、基準値以下であれば、ほぼ透明な水です。

水質管理目標設定項目：26項目（4・6・7・11番：欠番）

番号	項目	目標値	区分	解説
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L 以下	無機物質・重金属	鉱山排水や工場排水等の混入によって河川水等で検出されることがあります。
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L 以下 (暫定)		自然放射性核種の一つで、地殻中には0.0003%存在し、井戸水から検出されることがあります。
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L 以下 (暫定)		鉱山排水や工場排水等の混入やニッケルメッキからの溶出によって検出されることがあります。
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	一般有機物質	塩化ビニルの原料として使われています。
8	トルエン	0.4mg/L 以下		シンナー、接着剤、塗料の原料として多く使われています。
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下		プラスチック添加剤(可塑剤)等として使用される有機化学物質です。
10	亜塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒副生成物	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。二酸化塩素は、当浄水場で用いる消毒剤では、生成することはありません。
12	二酸化塩素	0.6mg/L 以下		
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下 (暫定)		原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。
14	抱水クロラール	0.02mg/L 以下 (暫定)		
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	農薬	水田、野菜畑、果樹畑、芝地、ゴルフ場等で病害虫防除や除草などを目的に使用されます。
16	残留塩素	1mg/L 以下	におい	残留塩素とは、水道水中に消毒効果のある状態で残っている塩素のことを言います。水道法では、水道水の衛生を確保するため塩素等による消毒を行うことが定められており、同法上、残留塩素が0.1mg/L以上である必要があります。従って、管理上の濃度は0.1～1mg/Lとなります。
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上 100mg/L 以下	味覚	基準項目に同じ項目がありますのでそちらをご覧下さい。(基準39)。ここではさらに厳しい目標値を設定しています。

18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L 以下	色	基準項目に同じ項目がありますのでそちらをご覧下さい(基準 37)。ここではさらに厳しい目標値を設定しています。
19	遊離炭酸	20mg/L 以下	味覚	水中に溶けている炭酸ガスのことで、水に爽やかな感じを与えますが、多いと刺激が強くなり、水道施設に対して腐食等の障害を生じる原因となります。
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下	一般有機化学物質	ドライクリーニング、金属洗浄剤等に使用され、地下水汚染物質として知られています。
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L 以下	一般有機化学物質	オクタン価向上剤、アンチノック剤等に使用される有機化学物質です。
22	有機物等 (KMnO4 消費量)	3mg/L 以下	味覚	有機物等による汚れの度合いを示し、土壤に起因するほか、し尿、下水、工場排水等の混入によっても増加します。水道水中に多いと渋味をつけます。
23	臭気強度 (TON)	3 以下	におい	臭気の強さを定量的に表す方法で、水の臭気のほとんどが感知できなくなるまで無臭味水で希釈し、臭気を感じなくなった時の希釈倍数で臭気の強さを示します。
24	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下	味覚	基準項目に同じ項目がありますのでそちらをご覧下さい(基準 40)。ここではさらに厳しい目標値を設定しています。
25	濁度	1 度以下	濁り	基準項目に同じ項目がありますのでそちらをご覧下さい(基準 51)。ここではさらに厳しい目標値を設定しています。
26	pH値	7.5 程度	腐食	基準項目に同じ項目がありますのでそちらをご覧下さい(基準 47)。ここではさらに厳しい目標値を設定しています。
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1 程度以上、極力 0 に近づける。	腐食	水が金属を腐食させる程度を判定する指標で、数値が負の値で絶対値が大きくなるほど水の腐食傾向は強くなります。
28	従属栄養細菌	2,000 個 /mL 以下 (暫定)	衛生	水道施設の健全性の判断、清浄度の劣化を端的に表現する指標です。また、配水系における塩素の消失や滞留の状況を判断する指標です。
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	一般有機化合物	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニング等に使用され、地下水汚染物質として知られています。
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L 以下	色	基準項目に同じ項目がありますのでそちらをご覧下さい(基準 33)。ここではさらに厳しい目標値を設定しています。

31	ペルフルオロ オクタンスル ホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロ オクタン酸 (PFOA)	ペルフルオ ロオクタン スルホン酸 (PFOS) 及 びペルフル オロオクタ ン酸 (PFO A) の量の和 として、 0.00005 mg/L 以下 (暫定)	一般 有機 化 合 物	有機フッ素化合物の一種であり、泡消火剤等で広く使 用されています。 環境中で分解されにくい物質です。
----	---	---	-------------------------	---